

一 本研究の目的

本研究が主な調査対象とする上代の日本語表記には、いまだ平仮名や片仮名が成立しておらず、仮名の機能をもつ文字は「万葉仮名」があるのみであった。万葉仮名は、一見して漢字と字体を同じくしており、文字としての漢字が用法として仮名の機能をもつて用いられているものである。そのような万葉仮名が、時として用法としても漢字である文字（正訓字）と交え用いられる場合がある。本研究では、訓字と仮名とが交え用いられている表記を、その割合の如何に関わらず「漢字万葉仮名交じり表記」と呼ぶ。

本研究では、この漢字万葉仮名交じり表記において、万葉仮名がどのように捉えられどのような表記意識で使われていたのか、その字母の選択にはどのような要因が働くのかについて明らかにすることを目的とする。さらには、そこで明らかになった表記意識や字母選択の要因について、漢字万葉仮名交じり表記という表記体と関連づけた上で、表記史の中に位置づけることを目指している。

二 本研究の構成

本研究は本論である第一章から第七章に序章と終章を付した全九章から成り、うち第二章と第三章はそれぞれ大きく二節に けて次のように構成される。

- 序 章 上代資料による万葉仮名研究
- 第一章 『万葉集』の訓仮名と表記意識
- 第二章 『万葉集』の音仮名と表記意識
 - 第一節 『万葉集』の訓字主体表記に見える二種の仮名
 - 第二節 仮名字母の使用に影響を与える表記環境
- 第三章 漢字万葉仮名交じり表記における音仮名と訓仮名の区別意識
 - 第一節 『万葉集』における音仮名と訓仮名の区別意識
 - 第二節 『新撰万葉集』における音仮名と訓仮名の区別意識
- 第四章 『万葉集』における漢字の音仮名用法と正訓字用法の関係
- 第五章 『古事記』の仮名に見える表記意識
- 第六章 『古事記』における漢字の音仮名用法と正訓字用法の関係
- 第七章 『続日本紀』宣命の清濁書き けと失われた表記意識
- 終 章 上代日本語の漢字万葉仮名交じり表記

本研究は全体を通して漢字万葉仮名交じり資料の仮名表記について扱うが、本論は対象とする資料によって大きく けられており、第一章から第四章までは主に韻文資料である『万葉集』と『新撰万葉集』について、第五章から第七章までは主に散文資料である『古事記』と『続日本紀』宣命について取り上げる。また、内容は漢字万葉仮名交じり表記に

見られる表記意識として、複数の章にまたがる形で大きく次の四つのことを扱っている。それは、

- ・万葉仮名はその字義を意識して用いられる（主に第一・二・四・六章で扱う）
- ・音仮名と訓仮名とは区別して用いられる（第三・五章で扱う）
- ・正訓字用法と音仮名用法とは互いに使用箇所を け、両用される文字は用法に優先順位をもって用いられる（第四・六章で扱う）

・宣命書きにおいて万葉仮名の清濁書 けは大字・小字により区別しておこなわれる（第七章で扱う）

という表記意識である。特に前の三つについては、文字が前後をどのような用法の文字に接して用いられるかという、表記環境の観点を手段として表記意識をあぶり出し、その存在を明らかにした。最後の一つは、あったはずの表記意識が位相差と時代差に関係なく見られなくなる場合に言及し、表記意識が失われることの意味について考察した。以下、各章の概要を示していく。

三 各章の概要

序章「上代資料による万葉仮名研究」

序章では、万葉仮名の用字法研究史をふまえた上で本研究での用字法 類を定め、また用語「万葉仮名」の定義について考えを述べた。上代の用字法の研究は『万葉集』を中心として様々に展開されてきた歴史があるが、本研究では、文字としての漢字を訓でよむか音でよむかという区別と、正字として使うか仮名として使うかという区別のみを 類基準とした、ごく単純な体系を想定して論を進める。また本研究における用語の定義もこの章で明示した。さらに、本研究が扱う資料ごとにその文字表記と万葉仮名に関して留意すべき点を述べ、各資料について本研究が底本としたものを記した。資料は、『万葉集』、『古事記』、『続日本紀』宣命、『新撰万葉集』であり、本研究では主にこれらの漢字万葉仮名交じり表記を考察対象とする。

第一章『万葉集』の訓仮名と表記意識

第一章では、『万葉集』に使用される訓仮名について取り扱った。漢字はそれぞれものが字義をもつ文字であり、漢字字体をそのままにして仮名用法として使用される万葉仮名は、その字義を完全に拭い去ることが難しい。その傾向は、特に漢字の訓よみを仮名として利用する訓仮名に顕著であったと考えられる。『万葉集』における訓仮名には、戯書などのように仮名でありながら字義を利用して表現性をもった用字が多く見られるが、本章では訓仮名字母を網羅的に調査した結果、反対に仮名として頻用され特に表現性をもっていないとされる主要字母には、字義に特別な意味をもたないものが意識的に利用されていることを明らかにした。つまり訓仮名は、その字義を読者に意識させようとするか、もしくは意識させないようにするかという二つの意図において、表記者によって字義を意識され、その結果、字義に配慮した用字がおこなわれているのである。万葉仮名は、字体が漢字であるために、その表意性を払拭できない。従来特に字母の字義が意識されていないと考えられていた万葉仮名に関してもそれは同様であり、表記者によって字義が意識され、

字義を意識させない字母選択がなされていたからこそ、読者は字義を意識しなくてすんでいた、というのが実際のところである。

さらに、平安時代の平仮名となった訓仮名字母と『万葉集』における訓仮名の主要字母の性質をもつものとを比較すると、それらはおおむね一致しており、平仮名にも字義を意識させない字母が選択されていると考えられた。しかし形を崩して漢字の字体を失ってしまっている平仮名そのものに対しては、その字母である漢字字義への意識があったとは思われないため、そのような字母選択がおこなわれたのは平仮名成立の直前となる万葉仮名の段階であると考えられる。そこでの字母選択意識に見られるような、仮名字母の表意性を退け表音に徹する文字としようとする志向は、字体を崩して純粋な表音文字としての仮名となった平仮名の成立と、同じ志向性を持つであろうと考察した。

第二章 『万葉集』の音仮名と表記意識

第二章では、大きく二節にわたり『万葉集』に使用される音仮名について取り扱った。

第一節では、『万葉集』の漢字万葉仮名交じり表記において音仮名が用いられる際、実際の文字列の中でその仮名が前後をどのような用法の文字に接しているかという表記環境に応じて、一部の音節では異なる字母が選ばれる傾向にあることを考察した。具体的には、音節サ・シ・ム・ヤをあらわす字母として特に正訓字の直後には「左・之・牟・也」が、音仮名の直後には「佐・思・武・夜」が頻用されるといふ傾向がある。それは字母である漢字の字体と字義への配慮による表記意識であり、直前が正訓字であれば読者によって次の文字も正訓字であるとみなされる可能性が高いため、その環境には「左・之・牟・也」のように比較的字画が少なく字義に実質的な意味の乏しい、正訓字として間違えられることのないような字母を用いるのである。このことから漢字万葉仮名交じり表記では、訓仮名のみならず音仮名にもまた、仮名字母の字義を意識した表記がなされていると考えられる。訓字主体表記に見える音仮名には、正訓字に接して用いられやすいか音仮名に接して用いられやすいかという点で性格の異なる二種の仮名が存在することになる。この二種の仮名の存在は、万葉仮名を漢字と交えて用いなければならない際に、よみやすく、またよみ誤ることのないように字義が意識された結果であろう。万葉仮名は字体が漢字であることをその定義に含むが、音仮名ですら万葉仮名であるかぎり表音に徹することはできず、その字母の漢字字義が何らかの形で意識されているのである。

第二節では、『万葉集』の訓字主体表記において万葉仮名字母の使用に影響を与える表記環境を、当該字母の前・後に様々な用法の文字が置かれる場合、もしくは文字がない場合について調査したところ、実際に並んだ文字列の中で特にその直前の文字の用法や、前に文字があるかないかといった環境が、どの仮名字母を使用するかに影響を与えることがかった。直後の環境よりも直前の環境が文字使用に大きく影響を与えるのは、文章が前から順に書かれ、読まれていくものであることを思えば当然であるが、いわばその自然な「書く」ことや「読む」ことに沿うような結果が得られたことは、表記環境と文字使用の関係論じる上で確かな支えとなると思われる。

第三章 「漢字万葉仮名交じり表記における音仮名と訓仮名の区別意識」

第三章では、漢字万葉仮名交じり表記において、表記者が音仮名と訓仮名とを区別する

意識について二節にわたり取り扱った。第一節においては『万葉集』の訓字主体表記を、第二節においては『新撰万葉集』の表記を対象とし、同じ万葉仮名であっても音・訓仮名それぞれの表記環境が異なっていて、訓よみするものか音よみするものが区別されていることを述べた。漢字万葉仮名交じり表記は、一見漢字ばかりが並んでいるが、その内実は正訓字と訓仮名と音仮名という異なる用法の文字が存在しており、読者はそのつど文字を判断していく必要がある。第一節で『万葉集』の音仮名と訓仮名の表記環境を網羅的に調査し比較した結果、訓仮名は直前の文字が訓用法（＝訓仮名もしくは正訓字）である環境に、音仮名は直前の文字が音仮名である環境に偏って使用するという、仮名の表記環境を意識した用字がなされていた。このことは、文字のよみかたを判断する際にまず考えられたのは漢字を音でよむか訓でよむかであり、言葉の形を捉えた上で、文字の用法が漢字であるか仮名であるかが考えられたことを示す。音でよむ文字の直後は音でよまれやすく、訓でよむ文字の直後は訓でよまれやすいため、まずは音訓の判断を容易にする目的で、音仮名と訓仮名は表記環境を異にすると考えられるのである。このことから、漢字万葉仮名交じり表記の表記者が、音仮名と訓仮名を同じ仮名といえども全く別のものとして区別していたことがうかがえる。ただし、訓仮名も音仮名もそのあるべき表記環境を守らず、本来の性格を逸脱して使用される文字は、純粹にある音をあらわす文字としての機能を獲得しており、そのような仮名はすでに音訓の区別意識が薄れていると考えられる。

平仮名成立後の万葉仮名は、一字一音の仮名表記をおこなう場合、晴の場における表記であっても音仮名と訓仮名の区別意識が失われることがある。しかし、第二節で平安初期の漢字万葉仮名交じり資料である『新撰万葉集』について調査したところ、音訓の区別が『万葉集』訓字主体表記と同様にうかがえ、必ずしも失われているとは言えないことが明らかになった。このことは、平仮名がすでに成立し、字母の音訓を意識しない表記が資料性を問わず広くおこなわれるようになってからも、漢字万葉仮名交じり表記という、様々な用法の文字が混在している表記体においては、そこにある文字を訓字か音仮名か判断する必要があったことを意味する。平仮名成立以降の時代においても、万葉仮名が正訓字と交え用いられる場合には、その漢字字体によって、仮名であるにもかかわらず表音性が徹底されないということを明らかにした。

第四章 『万葉集』における漢字の音仮名用法と正訓字用法の関係

音訓の別という意味では、音仮名と正訓字の関係も同様である。第四章では、『万葉集』の訓字主体表記において、一つの文字が音仮名としても正訓字としても両用される場合、それらの表記意識がどのように関係し合っているかを考察した。特に、その文字が仮名としてあらわす音や正訓字としてあらわす訓に対し、他に同じ音や訓をあらわす文字が候補として存在する場合、それらの文字と用法は相互に表記環境を け合って実際の表記が実現することを明らかにした。例えば、音節ガをあらわす音仮名として頻用される「我」字は、正訓字「われ」としても訓字主体表記中に多用されているが、音仮名と接した環境に置かれる場合は多くを音仮名ガとして用いられ、この字を正訓字「われ」として使用する際は正訓字に接した環境に偏って用いられる傾向がある。このことから、「我」字が表記

環境によって用法を使い けていると考えられるが、音仮名に接した環境で「われ」を正訓字表記する場合は、「我」の同訓異字である「吾」字が使われ、「吾」字は「我」字が使用できない環境を補うような 布を見せるのである。一方の音節ガには、「我」字ほど頻用される有力な字母が存在しない。そのため、「我」字は音仮名ガとしては様々な表記環境に使用され得るが、正訓字「われ」としては表記環境に制限があり、「吾」字がそれに代えて使用されることになる。そこには同じ表記環境において一つの文字が訓字としての用法と音仮名としての用法を衝突させないようにする意識が働いており、同じ文字を使用する際にも用法の優先順位があることを述べた。

第五章 『古事記』の仮名に見える表記意識

第五章では、『古事記』の本文に見える万葉仮名部 を取り扱った。これまで特に第二章・第三章で考察してきたような、万葉仮名字母の使い けの意識について、散文資料である『古事記』にも同じ様子が見られるかを調査し、『万葉集』訓字主体表記のような韻文の漢字万葉仮名交じり表記と相違する部 、一致する部 について明らかにした。『万葉集』等とは違い、『古事記』は以音注によって仮名の部 が明示されており、仮名字母の種類もよく整理されている。そのため、表記環境による仮名字母の使い けはあまり見られないが、一部の音節には仮名字母の使い けが見られるほか、仮名の音訓の区別意識も存することを述べた。

第六章 『古事記』における漢字の音仮名用法と正訓字用法の関係

第六章では、『古事記』における漢字の音仮名用法と正訓字用法について、その関係を資料全体にわたって調査し、同時代における他資料に頻用される音仮名や正訓字と比較しながら検討した。『古事記』は『万葉集』よりも成立過程が単純であると考えられ、表記にも全体に統一の傾向が見られる。使用される仮名字母も『万葉集』に比して整理されており、同じ字が音仮名用法と正訓字用法に両用されることも少ないと言われている。同時に頻用される万葉仮名字母と『古事記』の字母を比較した結果、先行研究のとおり、同一音節をあらわすもので他に候補として想定されるような仮名字母がある場合でも、『古事記』本文中の正訓字用例との衝突を避けるかたちで字母が選択されている様子が見て取れた。例えば、音仮名アとして『万葉集』で頻用される「安」字は古事記の音仮名に一例も見出されず、代わりに「阿」が頻用されているが、そのことは、『古事記』中に「安」字が正訓字「やす」の表記として多用される一方で、「阿」字は正訓字としての用例が一例もないことが影響し、「安」字の音仮名と正訓字としての用法が衝突することを避けるために、音仮名アには「阿」字のみを使用したと考えられるのである。同時代に頻用される字母と『古事記』の字母とを比較することで、『古事記』における音仮名用法と正訓字用法が両用されない傾向は意識的な文字選択の結果であることを明らかにした。反対に、正訓字としての文字の選択の方が仮名字母に配慮することについては、個別に検討の余地がある。本章での調査の限り、同時代の資料においてあることばをあらわすために正字として使用されている文字が、『古事記』では音仮名字母として頻用されており、かつそのことばの正訓字としては別の字を当てているということが一部に見られ、正訓字の選択が仮名字母に配慮する可能性が見られた。

第七章 『続日本紀』宣命の清濁書 けと失われた表記意識」

第七章では、表記の時代や内容の違いに関わらず表記意識が失われる場合を取り扱い、表記意識が失われることの意味について考えを述べた。『続日本紀』宣命の仮名に見える表記意識について清濁書 けという観点から考察したところ、宣命書きというひとつの表記の中でも大字と小字とで用いる仮名が異なり、大字には清濁を厳密に書き ける仮名を用い、小字には清濁をあまり厳密に書き けずに濁音節にも多く清音仮名を用いる傾向がうかがえた。大字と小字とで用いる仮名が異なるということは、両者を仮名字母で区別する表記意識の存在が明らかであるが、その表記意識は淳仁・称徳期の宣命において一時的に失われてしまう。つまり、淳仁・称徳期においては宣命書きの大字・小字が仮名として均質なものとなってしまったのである。もともとあるはずの表記意識が失われてもなお表記が成立するのは、そのような意識が「書く」ことにおいて不可欠ではなかったことを意味する。不可欠ではない表記意識がそれでもなお保たれるのは、伝統や習慣がそこに働いていたためであろう。このように、表記意識が明確な規範とならない習慣に支えられた不安定な存在であることは、表記の一面面を捉える重要な観点であると考えられる。

第一～第六章で述べたった、万葉仮名の字義への意識や、音仮名と訓仮名の区別意識、正訓字用法と音仮名用法とに使用箇所を け優先順位を設ける意識は、いずれも各資料において必ずしも徹底されているものではない。現象は傾向にとどまり、規範意識として成立していたとは言いがたい。清濁書 けや宣命書きによる大字小字の区別意識もあわせ、これらはいずれも、必ず守らなければ文字がよめないというほどのものではなかったであろうと思われる。あくまでも誤読を回避し、よりよみ易くするための表記意識と捉えておく必要がある。その一方で、表記とはいってもそのようなものだ、とも考えられる。たとえば、法律や教科書など何らかの社会的な外圧で「このように書くのが正しい」とはつきり規定されない限り、ある程度の幅をもって実現するのが表記の実態であろう。第七章においてはこれらのことをふまえ、本研究全体について、上代万葉仮名表記の幅の中に見出せた傾向とその意味を、表記意識に結びつけて考えたものであると位置づけた。

以上すべての内容をうけ、終章「上代日本語の漢字万葉仮名交じり表記」では、全体のまとめをおこない、漢字による日本語表記の中に、漢字万葉仮名交じり表記が占めた位置を示すことで、全体の結論とした。

上代という、文字としては漢字しかなかった時代において、漢字万葉仮名交じり表記は、字体としてはすべて漢字で書かれていながら、その内部には正訓字・訓仮名・音仮名と用法の異なる文字が入り交じっていた。本研究ではこのような状況の中で、表記者が文字に対して非常に意識的になったことを明らかにしてきた。しかし、歴史を見ると平安初期には平仮名・片仮名が成立し、和文体の表記にはその新しい仮名が使われるようになる。平仮名・片仮名は字体によって漢字との弁別が可能であり、字義を意識して正訓字との衝突に配慮したり、字母の音訓を区別したりする必要がない。また、濁音節と清音節を字体で区別することもなく、そういった表記意識は捨象されている。もともと厳密な規範としてあったわけではない上代の漢字万葉仮名交じり表記における表記意識は、表記史において余剰のもの、できれば意識せずにすませたいものという面があったのではないか。これら

の表記意識に対する忌避が平仮名・片仮名を成立させたとまで直接的に考えるには根拠に乏しいが、結果的に片仮名・平仮名の出現により、これらの表記意識の必要性が解消されていることは確かである。

では、そのように余剰とも言える表記意識を駆使してまで、上代において漢字万葉仮名交じり表記が実現した理由は何だったかを考えれば、そこには『古事記』序文に見える太安万侶の言葉が示すごとく、漢字で日本語を表記する際、最も意味をよくあらわし、しかもよむ際の便宜にかなう表記体として要請された事情が考えうる。表記史において漢字万葉仮名交じり表記が散文・韻文を問わず広くおこなわれた期間は短いが、他国のことばをあらわす文字として漢字を手にしてからそれを使いこなし、漢字の形を変えて自国の文字を手に入れるまでの過渡期において、次の時代を用意する様子を見せる重要な資料と言えるのである。